

大分県報

平成二十八年
第二七五五号
二月十九日

（金曜日）

目次

告示

- 大規模小売店舗に関する意見……………一
- 土地改良法による換地処分（二件）……………一
- 道路区域の変更（三件）……………一
- 道路の供用開始（三件）……………三
- 公 告……………三
- 所在不分明者に対する保安林指定予定通知の揭示……………三
- 競争入札参加者の資格に関する公示（二件）……………四
- 一般競争入札の実施（二件）……………六

○ 告 示

大分県告示第八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第一項の規定により玖珠町長から次のとおり意見書の提出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス玖珠山田店
玖珠郡玖珠町大字山田字豆田十番一 外
- 二 意見の概要
玖珠町商工会への加入について
- 三 関係書類の縦覧

平成二十八年二月十九日

1 縦覧期間

平成二十八年二月十九日から同年三月二十一日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県西部振興局

大分県告示第八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業香々地地区上香々地1工区の換地処分をした。

平成二十八年二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業香々地地区上香々地2工区の換地処分をした。

平成二十八年二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別		敷地の幅員	延 長	備考
		前	後			
県道庄内久 住線	竹田市直入町大字下田北字 平原一三四一番二から 竹田市直入町大字下田北字 小津留一七六番五まで	B	A	一八・〇 〽一二・〇	四三四・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区
				三四・〇 〽四・六	四九一・七	

大分県報（告示）

大分県告示第九十二号			
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。			
その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。			
平成二十八年二月十九日			
大分県知事 広瀬勝貞			
大分県告示第九十三号			
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。			
その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。			
平成二十八年二月十九日			
大分県知事 広瀬勝貞			
後	前		後
B	B	A	B
三六・〇 〽 二四・〇	三六・〇 〽 二四・〇	三七・〇 〽 七・五	一八・〇 〽 一二・〇
一五七・〇	一五七・〇	一六二・〇	四三四・〇
分をいう。			

大分県告示第九十二号			
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。			
その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。			
平成二十八年二月十九日			
大分県知事 広瀬勝貞			
大分県告示第九十三号			
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。			
その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。			
平成二十八年二月十九日			
大分県知事 広瀬勝貞			
後	前		後
B	A	B	
七八・〇 〽 七・〇	一五・〇 〽 四・五	メートル	
一、二三二・〇	一、九一〇・〇	メートル	
上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。			

大分県告示第九十三号			
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。			
その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。			
平成二十八年二月十九日			
大分県知事 広瀬勝貞			
大分県告示第九十二号			
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。			
その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。			
平成二十八年二月十九日			
大分県知事 広瀬勝貞			
後	前		後
B	A	A	
七八・〇 〽 七・〇	九一・七 〽 一一・三	四三・一 〽 五・〇	
一、二三二・〇	五五五・〇	五二五・五	
上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。			

大分県告示第九十二号			
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。			
その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。			
平成二十八年二月十九日			
大分県知事 広瀬勝貞			
大分県告示第九十三号			
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。			
その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。			
平成二十八年二月十九日			
大分県知事 広瀬勝貞			
後	前		後
B	A	A	
二六・八 〽 五・〇	九一・七 〽 一一・三	四三・一 〽 五・〇	
一、六五三・〇	五五五・〇	五二五・五	
上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。			

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道床木海崎停車場線	佐伯市弥生大字床木字元越一三三番五から佐伯市大字海崎字森ノ下	前	メートル 一五・〇 〽 四・五	メートル 一、九一〇・〇	
		後	メートル 七八・〇 〽 七・〇	メートル 一、二三二・〇	

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道佐伯蒲江線	佐伯市大字青山字川井五七〇七番二から佐伯市大字青山字又房シリ二四九二番二地先まで	前	メートル 四三・一 〽 五・〇	メートル 五二五・五	
		後	メートル 九一・七 〽 一一・三	メートル 五五五・〇	
		後	メートル 二六・八 〽 五・〇	メートル 一、六五三・〇	

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道四浦港	佐伯市上浦大字最勝海浦字大浜一六番一地先から	前	メートル 四三・一 〽 五・〇	メートル 五二五・五	
		後	メートル 九一・七 〽 一一・三	メートル 五五五・〇	

津井浦線		佐伯市上浦大字最勝海浦 字小田三四七番一 địa 先 ま	後	五〇・八 〽 六・〇	一、六〇六・〇
~~~~~					
<p style="text-align: center;"><b>大分県告示第九十四号</b></p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p style="text-align: right;">平成二十八年二月十九日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>					
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日			
県道床木海崎停車場線	佐伯市弥生大字床木字元越一一三三番五から ら 佐伯市大字海崎字森ノ下三一五八番二まで	平二八・二・二四			
~~~~~					
<p style="text-align: center;">大分県告示第九十五号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p style="text-align: right;">平成二十八年二月十九日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>					
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日			
県道佐伯蒲江線	佐伯市大字青山字川井五七〇七番一から で 佐伯市大字青山字又房シリ二四九二番二ま	平二八・二・一九			
~~~~~					
<p style="text-align: center;"><b>大分県告示第九十六号</b></p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p style="text-align: right;">平成二十八年二月十九日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>					
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日			
一般国道二二三号	国東市国見町大熊毛字ゴウヤ谷二六六八番 一 địa 先から 国東市国見町大熊毛字脇田二〇四三番一 地 先 まで	平二八・二・一九			
~~~~~					
<p style="text-align: center;">〇 公 告</p>					
<p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の属する市町村の事務所に掲示する。</p> <p style="text-align: right;">平成二十八年二月十九日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>					
所在の不明な者の氏名	所在の不明な者の氏名	掲示場所			
甲斐久徳、甲斐進、加藤正夫、若杉正義、高柳哲郎、松永宏子	甲斐久徳、甲斐進、加藤正夫、若杉正義、高柳哲郎、松永宏子	豊後大野市役所			
<p>二 通知の要旨</p> <p>農林水産大臣から、森林法第二十九条の規定による保安林の指定予定に係る通知があったため、平成二十八年一月十二日付け大分県告示第十六号により行つた同法第三十条の規定による通知</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p>					

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成二十八年二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類及び予定数量
再生P P C 複写紙 A 4（年間単価契約）
予定数量 二万二千三百二十九箱（一箱 二千五百枚）

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百四十八号。以下「告示」という。）第八條第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満の場合

(六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

(七) 暴力団関係企業等（暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（平成二十八年二月十九日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

(1) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(2) 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）
(3) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）
(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。
大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 〇九七（五〇六）二九六五

2 申請書の提出先及び問合せ先

3 申請の時期

平成二十八年二月十九日（金曜日）から同年三月二十五日（金曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から平成二十八年九月三十日までとする。

2 更新手続

平成二十八年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

2 三の2に同じ

六 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/hyusatsus2015.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)のいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争

必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争

入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
(二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(七)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕され、若しくは起訴され、又は暴力団関係者若しくは暴力団関係企業等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

(五) 印刷の請負において、契約の履行を契約担当者への承諾を受けることなく第三者に委託し、若しくは一括して請け負わせ、又は権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせたと判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成二十八年二月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類及び予定数量

印刷物（県広報誌 新時代おおいた）（年間単価契約）

予定発行部数 四十八万二千部×六回

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百四十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満の場合

(六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

(七) 暴力団関係企業等（暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（平成二十八年二月十九日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

(1) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(2) 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

(3) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七（五〇六）二九五七

3 申請の時期

平成二十八年二月十九日（金曜日）から同年三月二十五日（金曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から平成二十八年九月三十日までとする。

2 更新手続

平成二十八年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づき入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/hyusatsu2015.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)のいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
(二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(七)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕され、若しくは起訴され、又は暴力団関係者若しくは暴力団関係企業等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

(五) 印刷の請負において、契約の履行を契約担当者の承諾を受けることなぐ第三者に委託し、若しくは一括して請け負わせ、又は権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせたと判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成28年2月19日

大分県知事 広瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の種類及び予定数量
再生PFC複写紙 A4（年間単価契約）
予定数量 22,329箱（1箱 2,500枚）
- (2) 納入期限
別途定める日
- (3) 納入場所
大分県知事が指定する場所

2 競争入札に参加するものに必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。

(5) この公告の日から9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

<p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有する等社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>2 (2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期</p> <p>平成28年2月19日(金)から同年3月25日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2965</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称</p> <p>3 (2)に掲げる部局とする。</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所</p> <p>3 (2)に同じ</p> <p>(2) 日時</p> <p>平成28年2月19日(金)から同年4月4日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>6 入札説明書の交付場所及び日時</p> <p>5に同じ</p> <p>7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班</p>	<p>(2) 提出期限 平成28年4月4日(月)午前9時30分 ただし、郵送の場合は書留郵便とし、平成28年4月1日(金)午後5時までに必着すること。</p> <p>9 開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県庁舎本館2階 入札室</p> <p>(2) 日 時 平成28年4月4日(月)午前9時30分</p> <p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項</p> <p>見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>11 契約保証金に関する事項</p> <p>契約予定総額(契約単価に契約予定数量を乗じた金額)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであることについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>12 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>13 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p>
---	---

14 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。

15 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。

16 Summary

(1) Recycled PPC Paper A4 (unit price contract per year)
Expected Quantity of 22,329 boxes
(a box of 2,500 sheets)

(2) Time limit for tender

9:30 a.m. 4 April, 2016

(3) Management Bureau Address

Property Management Division
Oita Prefectural Government
3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501
TEL 097-506-2965

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成28年2月19日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類及び予定数量

印刷物 (県広報誌 新時代おおいた) (年間単価契約)

予定発行部数 482,000部×6回

(2) 納入期限

別途定める日

(3) 納入場所

大分県知事が指定する場所

2 競争入札に参加するものに必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。
- (3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ている者であること。
- (4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の申請を行った者であること。
- (5) この公告の日から9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となつてい事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有する等社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

2 (2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

(1) 申請の時期

平成28年2月19日（金）から同年3月25日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

<p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称 3 (2)に掲げる部局とする。</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時 (1) 場所 3 (2)に同じ (2) 日時 平成28年2月19日 (金) から同年4月1日 (金) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>6 入札説明書の交付場所及び日時 5に同じ</p> <p>7 入札説明会の開催場所及び日時 (1) 場所 大分県庁舎本館2階入札室 (2) 日時 平成28年3月18日 (金) 午後2時00分</p> <p>8 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 (2) 提出期限 平成28年4月1日 (金) 午前11時00分 ただし、郵送の場合は書留郵便とし、平成28年3月31日 (木) 午後5時までに必着すること。</p> <p>9 開札の場所及び日時等 (1) 開札場所 大分県庁舎本館2階 入札室 (2) 日 時 平成28年4月1日 (金) 午前11時00分</p>	<p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項 見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>11 契約保証金に関する事項 契約予定総額 (契約単価に契約予定数量を乗じた金額) の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであることについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>12 入札の無効 大分県契約事務規則 (昭和39年大分県規則第22号) 第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>13 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>14 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。</p>
---	---

15 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。

16 Summary

(1) The prefectural public information magazine 'Shinjidai Oita' (unit price contract per year)

The number of copies 482,000×6 times

(2) Time limit for tender

11:00 a.m. 1 April, 2016

(3) Management Bureau Address

Property Management Division

Oita Prefectural Government

3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501

TEL 097-506-2957